

議案第八十五号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十年十一月二十五日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を
次のように改正する。

第二十条第四項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第二十二条中「八時間」を「同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間」に改める。

第二十四条第一項第二号中「満二年」を「満一年」に改める。

第三十条第二項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の七十五（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の九十五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第三十条第四項中「給与月額」とあるのは、「給与月額」を「勤勉手当基礎額」とある

のは「勤勉手当基礎額」に改め、「得た額」の下に「（以下「職務段階別加算額」という。）を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段階別加算額」を加える。

附則第六項中「百分の十四・五」を「百分の十六」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	144,000	159,000	299,600
	2	145,500	161,000	302,700
	3	147,000	163,000	306,000
	4	148,500	165,000	309,200
	5	150,000	166,900	312,400
	6	151,600	169,100	315,600
	7	153,300	171,300	318,700
	8	155,100	173,400	321,900
	9	156,900	175,700	324,900
	10	158,700	178,400	327,400
	11	160,500	181,000	329,800
	12	162,500	183,700	332,200
	13	164,500	186,400	334,700
	14	166,500	187,900	337,100
	15	168,700	189,600	339,500
	16	170,900	191,300	342,000
	17	173,100	193,000	344,400
	18	175,500	194,400	346,800
	19	178,000	195,700	349,300
	20	180,400	197,200	351,600
	21	182,800	198,800	353,900
	22	184,400	200,300	356,100
	23	185,800	201,800	358,100
	24	187,000	203,400	360,200
	25	188,300	205,000	362,200
	26	189,800	206,600	364,300
	27	191,200	208,100	366,300
	28	192,600	209,900	368,200
	29	193,900	211,700	370,200
	30	195,300	214,100	372,200
	31	196,700	216,700	374,000
	32	198,000	219,400	375,800

33	199,300	222,000	377,700
34	200,700	224,600	379,600
35	202,200	227,400	381,400
36	203,900	230,000	383,200
37	205,500	232,800	385,100
38	207,100	235,500	387,000
39	208,700	238,300	388,700
40	210,400	241,200	390,400
41	212,100	243,900	392,200
42	213,700	246,800	394,000
43	215,400	249,700	395,700
44	217,200	252,600	397,400
45	219,000	255,600	399,100
46	220,700	258,500	400,800
47	222,400	261,600	402,400
48	224,200	264,600	404,000
49	226,000	267,600	405,600
50	227,800	270,700	407,200
51	229,300	273,600	408,700
52	231,000	276,800	410,300
53	232,700	279,900	411,800
54	234,400	283,000	413,400
55	236,000	286,200	414,900
56	237,500	289,400	416,300
57	239,100	292,700	417,800
58	240,700	295,800	419,200
59	242,300	299,000	420,700
60	243,800	302,000	422,200
61	245,300	305,200	423,500
62	246,900	308,300	424,900
63	248,500	311,300	426,200
64	250,000	314,400	427,600
65	251,500	317,300	428,900
66	253,100	319,800	430,100
67	254,600	322,200	431,200
68	256,100	324,500	432,400

再任用職員以外の職員

69	257,500	326,900	433,500
70	258,800	329,200	434,500
71	260,200	331,500	435,500
72	261,600	333,900	436,500
73	263,000	336,300	437,400
74	264,200	338,500	438,200
75	265,500	340,900	439,100
76	266,600	343,300	439,900
77	267,800	345,500	440,600
78	269,000	347,500	441,400
79	270,100	349,600	442,200
80	271,200	351,500	443,000
81	272,200	353,400	443,700
82	273,200	355,400	444,400
83	274,300	357,400	445,000
84	275,400	359,200	445,700
85	276,400	361,000	446,400
86	277,400	362,900	447,100
87	278,400	364,800	447,700
88	279,200	366,600	448,400
89	280,100	368,300	449,100
90	280,900	370,000	449,800
91	281,700	371,700	450,500
92	282,500	373,300	451,200
93	283,300	374,800	451,900
94	284,000	376,400	452,500
95	284,700	378,000	453,200
96	285,400	379,500	453,900
97	286,000	380,900	454,600
98	286,700	382,100	455,200
99	287,400	383,400	455,900
100	288,000	384,700	456,600
101	288,600	386,000	457,300
102	289,200	387,200	458,000
103	289,800	388,500	458,700
104	290,400	389,600	459,300

105	291,000	390,800	460,000
106	291,500	392,000	460,600
107	292,000	393,200	461,200
108	292,400	394,300	461,800
109	292,800	395,500	462,300
110	293,100	396,600	
111	293,500	397,700	
112	293,900	398,800	
113	294,300	399,900	
114	294,700	401,000	
115	295,000	402,000	
116	295,400	403,100	
117	295,800	404,000	
118	296,200	405,000	
119	296,600	406,000	
120	297,000	407,000	
121	297,400	408,000	
122	297,800	408,900	
123	298,200	409,900	
124	298,600	410,900	
125	299,000	411,800	
126		412,700	
127		413,600	
128		414,500	
129		415,300	
130		416,000	
131		416,800	
132		417,500	
133		418,200	
134		418,800	
135		419,400	
136		420,000	
137		420,600	
138		421,200	
139		421,800	
140		422,400	

141		423,000	
142		423,500	
143		424,100	
144		424,600	
145		425,100	
146		425,600	
147		426,000	
148		426,500	
149		427,000	
150		427,500	
151		428,000	
152		428,500	
153		429,000	
154		429,500	
155		430,000	
156		430,400	
157		430,900	
158		431,400	
159		431,900	
160		432,400	
161		432,900	
162		433,300	
163		433,800	
164		434,300	
165		434,800	
166		435,300	
167		435,800	
168		436,300	
169		436,800	
170		437,300	
171		437,700	
172		438,200	
173		438,700	
174		439,200	
175		439,700	
176		440,200	
177		440,600	
再任用 職員	219,700	272,200	336,500

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二十条第四項、第二十二條、第二十四條第一項第二号並びに第三十條第二項及び第四項の改正規定並びに次項の規定は、同年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十四條第一項第二号の規定は、平成二十一年四月一日以後に新たに同号の規定により給与を支給される職員に対して適用し、同日の前日から引き続きこの条例による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十四條第一項第二号の規定により給与を支給されている職員に係る給与を支給することができる期間については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（提案理由）

幼稚園教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（超過勤務手当）</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の</p>	<p>（超過勤務手当）</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間 に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の</p>

百」とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十二條 第十九條第一項、第二十條第一項及び第三項並びに前條に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間條例第三條第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

一及び二 略

(休職者等の給与)

第二十四條 休職等となつた職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等

百」とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十二條 第十九條第一項、第二十條第一項及び第三項並びに前條に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間條例第三條第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから八時間

一及び二 略

(休職者等の給与)

第二十四條 休職等となつた職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等

の期間中次の区分により給与を支給することができる。

一 略

二 地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十及び四 略

2 及び3 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 | 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の七十五（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百

の期間中次の区分により給与を支給することができる。

一 略

二 地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十及び四 略

2 及び3 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 | 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の七十五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の九十五を乗じて得た額に、勤務成績に

分の九十五)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 略

4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「勤勉手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十二を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額(以下「職務段階別加算額」という。)を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段階別加算額を加算した額」とする。

一及び二 略

5 〽 7 略

附 則

1 〽 5 略

応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 略

4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十二を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額(以下「職務段階別加算額」という。)を加算した額」とする。

一及び二 略

5 〽 7 略

附 則

1 〽 5 略

6 第十三条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十六」とする。

6 第十三条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十四・五」とする。

7 及び 8 略

7 及び 8 略

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容				
給 料 表	別表第一 1 地域手当の支給割合の引上げに伴う給料月額引下げ 給料月額を、地域手当の支給割合の引上げ(1.5%)と同率程度引き下げる。 2 初任給までの号給の据置き等 初任給までの号給は据え置き、初任給付近の号給は引下げを緩和する。				
諸 手 当	地 域 手 当				
	支給割合 <table border="1" data-bbox="582 817 1300 929"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14.5%</td> <td>当分の間16%</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正	14.5%	当分の間16%
現 行	改 正				
14.5%	当分の間16%				
	勤 勉 手 当 (成績率制度)				
	勤勉手当の支給総額に関する規定の創設 全職員に対する勤勉手当の支給総額に関する規定を設け、その範囲内で、成績率制度の効果的な運用を図ることとする。 勤勉手当の基礎額の改正(規則事項) 現行の勤勉手当の基礎額から、扶養手当(扶養手当に対する地域手当を含む。)を控除し、相当額を成績率の原資とする。 <table border="1" data-bbox="582 1164 1356 1344"> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>給料+扶養手当+(給料+扶養手当)×地域手当の支給割合+職務段階別加算</td> </tr> <tr> <td>改 正</td> <td>給料_____+(給料_____)×地域手当の支給割合+職務段階別加算</td> </tr> </tbody> </table> なお、杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年杉並区教育委員会規則第23号)を改正し、平成24年6月支給分の勤勉手当から適用する。	現 行	給料+扶養手当+(給料+扶養手当)×地域手当の支給割合+職務段階別加算	改 正	給料_____+(給料_____)×地域手当の支給割合+職務段階別加算
現 行	給料+扶養手当+(給料+扶養手当)×地域手当の支給割合+職務段階別加算				
改 正	給料_____+(給料_____)×地域手当の支給割合+職務段階別加算				
病気休職者の給与	支給期間 <table border="1" data-bbox="582 1489 1300 1601"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満2年</td> <td>満1年</td> </tr> </tbody> </table> 病気休職者に対しては、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ80%を支給することができる。	現 行	改 正	満2年	満1年
現 行	改 正				
満2年	満1年				
施 行 期 日 等	1 給料表及び地域手当の支給割合の改定は平成21年1月1日から、勤勉手当の成績率制度の改正及び病気休職者に対する給与の支給期間の短縮は同年4月1日から施行する。 2 病気休職者に対する給与の支給期間の短縮は、平成21年4月1日以後に新たに当該給与を支給される職員に対して適用する。				